**第５　構造設備等基準**

**○　配置及び施設の基準**（施行条例第３条，第４条）（※　ただし，個室関係を除く。）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **類　　別** | | **一般公衆浴場** | **その他の公衆浴場** |
| **設置場所** | | □　既設の一般公衆浴場から300ｍ以上離れていること。　　　　　（条例第3条） | 適用なし。 |
| **外部との区別** | | □　内部が直接外部から見通しができない構造であること。　（条例第4条１号ロ）  □　外部に開放する排水口，窓等にはねずみ・衛生害虫等の防除のため金網等を設けること。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（衛生等管理要領） | 一般に準じる。 |
| **男女の区別** | | □　出入口・脱衣場・洗い場・浴槽は男女を区別し，互いに見通しができないよう障壁を設けること。　　　　　　　　　　　　　　　　　　（条例第４条１号イ）  　なお，隔壁区画とすること。　　　　　　　　　　　　　　（衛生等管理要領） | 一般に準じる。 |
| **履物置場** | | □　適当な規模　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（条例第４条１号ニ） | 適用なし。  入浴者数に応じた履物保管設備を設けること。  （衛生等管理要領） |
| **受　付** | | □　適当な規模　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（条例第４条１号ホ） | 適用なし。 |
| **脱衣場** | | □　おおむね10㎡以上であること。　　　　　　　　　　（条例第４条１号ヘ（一））  （入浴者数，浴場の規模に応じた広さとする。※１参照）  □　床面は耐水性の材料とすること。　　　　　　　　　　　　（衛生等管理要領）  □　適当な換気設備・採光の十分な窓または照明装置を設けること。  （条例第４条１号ハ（一），（ニ））  □　十分な数の施錠できる脱衣箱及び予備の脱衣かごを備えること。　※２参照  （条例第４条１号ヘ（ニ））  □　洗面設備，飲料水供給設備を設けること。　　　　　　　　（衛生等管理要領） | 面積の適用なし。  入浴者数，浴場の規模に応じた広さとすること。※３参照  入浴者数，浴場の規模に応じた広さとすること。※１参照  他は一般に準じる。 |
| **浴　　　室** | **洗い場** | □　おおむね10㎡以上であること。　　　　　　　　　　（条例第４条１号ト（一））  （入浴者数，浴場の規模に応じた広さとする。※３参照）  □　適当な換気設備等を設けること。　　　　　　　 　（条例第４条１号ハ（一））  □　採光の十分な窓または照明装置を設けること。　　　（条例第４条１号ハ（ニ））  □　床及び壁の下部（約１ｍ）は耐水性の材料であること。（条例第４条１号ト（ニ））  □　床面はすべりにくい材質・構造とすること。　　　　　　　（衛生等管理要領）  □　床に勾配及び溝を設けること。　　　　　　　　　　（条例第４条１号ト（三））  なお，勾配はおおむね1.5／100以上とする。　　　　　　　（衛生等管理要領）  □　十分な数の給湯栓，給水栓，洗い桶，腰掛けを備えること。　※４参照  （条例第４条１号ト（四）） | 面積の適用なし。  他は一般に準じる。 |
| **浴　槽** | □　主浴槽の面積：おおむね3.24㎡以上。　※５参照　　　（条例第４条１号チ（一））  □　出入のための階段を設けること。　　　　　　　　　（条例第４条１号チ（ニ））  （手すり等の設置が望ましい。）  □　耐水性の材料であること。　　　　　　　　　　　　（条例第４条１号チ（ニ））  □　縁の高さは，洗い場の床からおおむね10cm以上とすること。  （条例第４条１号チ（三））  　　なお，15cm以上が望ましい。　　　　　　　　　　　　　　（衛生等管理要領）  □　送り湯式もしくは蒸気式または浴槽内を十分に清掃できる構造とすること。  （条例第４条１号チ（四）） | 面積の適用なし。  入浴者数，浴場の規模に応じた広さとすること。※５参照  階段の適用なし。  手すり及び内側に踏み段を設けること。（衛生等管理要領）  他は一般に準じる。 |
| **蒸気（熱気）**  **使用入浴設備（サウナ等）** | | □　外部から内部温度の識別・調整ができること。　　　　（条例第４条１号ヲ（一））  □　放熱設備が直接入浴者の身体に接しない構造とすること。  （条例第４条１号ヲ（ニ））  □　内部を確認できる窓を設けること。　　　　　　　　　　　（衛生等管理要領）  □　入浴者の安全のため，非常用ブザー等を設けること。　　　（衛生等管理要領） | 一般に準じる。 |
| **排　水** | | □　汚水は適正に処理し，かつ他に著しい悪影響を与えないこと。  （条例第４条１号ワ） | 一般に準じる。 |
| **便　所** | | □　男女別に設け，浴場内から利用できること。　　　　　（条例第４条１号カ（一））  （高齢者・小児等にも配慮した便器を設けることが望ましい。（衛生等管理要領））  □　換気，採光，照明，昆虫等防除の設備を施すこと。　　（条例第４条１号カ（ニ））  □　流水式手洗い設備を施すこと。　　　　　　　　　　（条例第４条１号カ（三）） | 一般に準じる。 |
| **その他の**  **設備** | | □　ろ過器を設置する場合，十分なろ過能力を有し，洗浄又はろ材の交換ができるものであること。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（条例第４条１号リ）  　　注　ろ過器は浴槽ごとに設置することが望ましく，１時間当たり浴槽の容量以上のろ過能力を有すること。　　　　　　　　　　　　　　（衛生等管理要領）  □　ろ過器の前に集毛器を置くこと。　　　　　　　　　　　（条例第４条１号リ）  □　気泡発生装置，ジェット噴射装置等の空気取入口から土ぼこりが入らない構造であること。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（条例第４条１号ヌ）  　　注　気泡発生装置等を設置する場合は，点検，清掃及び排水が容易で，空気取入口から土ぼこりや浴槽水等が入らないような構造であること。  （衛生等管理要領）  □　内湯と露天風呂の間は，配管等を通じて，露天風呂の湯が内湯に混じることのない構造であること。　　　　　　　　　　　　　　　　　　（条例第４条１号ル）  □　浴槽における原水又は原湯の注入口は，循環配管に接続せず，浴槽水面上部から浴槽に落とし込む構造とすること。　　　　　　　　　　　　（衛生等管理要領）  □　循環ろ過湯水の補給口は浴槽の底部に近い部分とし，誤飲及びエアロゾルの発生が防止できること。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（衛生等管理要領）  　注　ろ過器等により浴槽水を循環させる場合は，誤飲を防ぐための措置を講ずること。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（条例第５条17号）  □　浴槽水の消毒に用いる塩素系薬剤の注入又は投入口は，浴槽水がろ過器に入る直前に設置されていること。　　　　　　　　　　　　　　　　（衛生等管理要領）  　　注　循環配管を設置している場合に，浴槽水の消毒に塩素系薬剤を使用するときは，塩素系薬剤はろ過器の直前に投入すること。（構造上困難な場合は除く。）  　　　　　　　　　　　　（条例第５条10号）  □　打たせ湯及びシャワーは，循環している浴槽水を用いる構造でないこと。  （衛生等管理要領）  注１　気泡発生装置等を設置している場合は，連日使用している浴槽水を使用しないように努めること。　　　　　　　　　　　 　（条例第５条13号）  注２　打たせ湯には，循環している湯水を使用しないように努めること。  （条例第５条14号）  注３　シャワーには，循環している湯水を使用しないこと。（条例第５条15号） | 一般に準じる。 |
| **その他の**  **設備** | | □　オーバーフロー水及びオーバーフロー回収槽の湯水を浴用に供する構造になっていないこと。  　ただし，オーバーフロー還水管を直接循環配管に接続せず，回収槽は，内部清掃が容易な位置・構造であって，回収槽内の湯水を消毒できる設備を備えている場合は，この限りでない。　　　　　　　　　　　　　　　　　　（衛生等管理要領）  　　注　オーバーフロー水及びオーバーフロー回収槽の湯水を浴用に供しないこと。ただし，これにより難い場合にあっては，オーバーフロー還水管及び回収槽の清掃及び消毒を定期的に行うとともに，回収槽の湯水を塩素系薬剤等により消毒すること。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（条例第５条12号）  □　貯湯槽，配管等は，清掃が容易にでき，完全に排水ができるなど，生物膜の発生の防止及びその除去ができる構造とするよう努めること。　（条例第５条16号）  　　注１　配管内の浴槽水が完全に排水できるような構造とすること。  　　注２　貯湯槽は完全に排水できる構造とすること。  　　注３　水位計の設置は，配管内を洗浄・消毒できる構造，あるいは配管等を要しないセンサー方式であること。  　　注４　調節箱は清掃しやすく，塩素消毒が行えること。  （注1~4　衛生等管理要領）  □　原湯を貯留する貯湯槽の温度を，湯の補給口，底部等に至るまで60℃に保ち，かつ，最大使用時においても55℃に保つ能力を有する加温設備を設置すること。これにより難い場合は，貯湯槽水の消毒設備が備えられていること。  　（衛生等管理要領）  □　露天風呂を設ける場合，屋外には洗い場を設けないこと。　（衛生等管理要領） | 一般に準じる。 |

【参照：公衆浴場における衛生等管理要領】

※１　脱衣室の床面積（洗濯機，乾燥機，自動販売機等の面積を除く。）は，男女それぞれその入浴者数に応じ，次により算出される面積以上であることが望ましいこと。

　　　　毎時最大浴場利用人員×２０／６０×１．１㎡×１．５

　　　　　（注）毎時最大浴場利用人員…おおむね，平均人員の２倍

　　　　　　　　２０………………………着脱衣，休憩等に要する時間（分）

　　　　　　　　１．１㎡…………………入浴者１人当たりの衣服の着脱等に要する面積

　　　　　　　　１．５……………………脱衣箱，通路，洗面化粧等に要する面積

※２　脱衣箱(かご)の数は，次により算出される数以上であることが望ましいこと。

　　　　毎時最大浴場利用人員×５０／６０

　　　　　（注）５０………………………浴場利用時間（分）

※３　洗い場の面積は，男女それぞれその入浴者数に応じ，次により算出される面積以上であることが望ましいこと。

　　　　毎時最大浴場利用人員×２０／６０×１．１㎡×１．５

　　　　　（注）２０………………………洗い場使用時間（分）

　　　　　　　　１．１㎡…………………入浴者１人当たりの洗い場使用面積

　　　　　　　　１．５……………………通路等に要する面積の係数

※４　給水（湯）栓は，男女それぞれその入浴者数に応じ，次により算出される数（組）以上であることが望ましいこと。

毎時最大浴場利用人員×２０／６０

（注）２０………………………洗い場使用時間（分）

給水（湯）栓は他の組の中心点との距離がおおむね７０cm以上であること。

なお，９０cm程度の間隔が望ましいこと。

※５　浴槽内面積の合計は，男女それぞれその入浴者数に応じ，次により算出される面積以上であることが望ましいこと。

毎時最大浴場利用人員×１０／６０×０．７㎡×１．２

（注）１０………………………浴槽使用時間（分）

０．７㎡…………………入浴者１人当たりの浴槽使用面積

１．２……………………浴槽内の踏段，注（湯水）口等に要する面積の係数

**○　遵守事項**（施行条例第５条）

　浴場業を営む者は，次に掲げる事項を守らなければならない。

１　脱衣場及び脱衣箱は，常に清掃するほか，昆虫等の駆除及び消毒を行うこと。

２　洗い場，浴槽，貯湯槽等は，常に清潔にし，定期的に清掃及び消毒をすること。

３　浴槽内の湯は，常に豊富に，かつ，適温を保ち，著しく汚濁しないようにすること。

４　入浴者に利用させるくし，かみそり､タオル，パンツ等は，一人ごとに消毒し，清潔に保たれたものとすること。

５　水道法（昭和32年法律第177号）第３条第９項に規定する給水装置により供給される水以外の水を使用した原湯（浴槽の湯を再利用せずに浴槽に直接注入される温水をいう。以下同じ。），原水（原湯の原料に用いる水及び浴槽の水の温度を調整する目的で，浴槽の水を再利用せずに浴槽に直接注入される水をいう。以下同じ。），上がり用湯（洗い場及びシャワーに備え付けられた湯栓から供給される温水をいう。以下同じ。）及び上がり用水（洗い場及びシャワーに備え付けられた水栓から供給される水をいう。以下同じ。）並びに浴槽水（浴槽内の湯水をいう。以下同じ。）は，規則で定める基準に適合するように水質を管理すること。

　　　※　規則で定める基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対　　　　象 | 項　　目 | 基　　　　準 |
| 原湯，原水，上がり用湯，  上がり用水 | 大腸菌 | 不検出  （50ミリリットル中） |
| 浴槽水 | 大腸菌群 | １ミリリットル中に一個以下 |
| 原湯，原水，上がり用湯，  上がり用水，浴槽水 | レジオネラ  属菌 | 不検出  （100ミリリットル中に10CFU未満） |

６　浴槽水は，毎日完全に換水すること。ただし，ろ過器を使用している場合にあっては，１週間に１回以上完全に換水すること。

７　ろ過器を使用している場合は，１週間に１回以上ろ過器を十分に洗浄し，又はろ材を交換するとともに，湯水を浴槽とろ過器等との間で循環させるための配管（以下「循環配管」という。）を適切に消毒すること。

８　集毛器を使用している場合は，定期的に内部の毛髪等を除去して洗浄するとともに，適切に消毒すること。

９　浴槽水の消毒に当っては，塩素系薬剤を使用し，浴槽水中の遊離残留塩素濃度を毎日定期的に測定して，通常一リットル中0.4ﾐﾘｸﾞﾗﾑから1.0ﾐﾘｸﾞﾗﾑまでに保つとともに，当該測定結果を検査の日から３年間保管すること。

　　ただし，原湯又は原水の性質その他の条件により塩素系薬剤を使用できない場合，他の消毒方法を使用する場合等にあっては，レジオネラ属菌に対する消毒効果が塩素系薬剤と同等以上の方法によること。

10　循環配管を設置している場合において，前号の規定により浴槽水の消毒に当り塩素系薬剤を使用するときは，塩素系薬剤は，ろ過器の直前に投入すること。ただし，構造上これにより難い場合にあっては，この限りでない。

11　水道法（昭和32年法律第177号）第３条第９項に規定する給水装置により供給される水以外の水を使用した原湯，原水，上がり用湯及び上がり用水並びに毎日完全に換水している浴槽水は１年に１回以上，連日使用している浴槽水は１年に２回以上（浴槽水の消毒が塩素消毒でない場合には，１年に４回以上）規則で定める水質検査を行い，その結果を検査の日から３年間保管するとともに，その写しを脱衣室その他入浴者が見やすい場所に掲示すること。

12　オーバーフロー水及びオーバーフロー回収槽の湯水を浴用に供しないこと。ただし，これにより難い場合にあっては，オーバーフロー還水管及び回収槽の清掃及び消毒を定期的に行うとともに，回収槽の湯水を塩素系薬剤等により消毒すること。

13　気泡発生装置等を設置している場合は，連日使用している浴槽水を使用しないように努めること。

14　打たせ湯には，循環している湯水を使用しないように努めること。

15　シャワーには，循環している湯水を使用しないこと。

16　貯湯槽，配管等は，清掃が容易にでき，完全に排水ができるなど，生物膜の発生の防止及びその除去ができる構造とするよう努めること。

17　ろ過器等により浴槽水を循環させる場合は，浴槽水の誤飲を防ぐための措置を講じること。

18　入浴者の守るべき事項を浴場内の見やすい所に掲示すること。

19　浴場内には，善良な風俗を害するおそれのある文書，図書，図画その他の物件を提示し，又は備え付けないこと。

20　風俗営業法に係る個室以外の個室には，ふとん，ベッド，たたみ，じゅうたんその他これらに類するものを備え付けないこと。

21　従業員の服装及び行為については，風紀を乱すおそれのないようにすること。

22　施設及びその維持管理に係る衛生上の管理運営要領を作成し，これを従業員に遵守させること。

23　営業者（自ら従事する営業者に限る。）又は従業員のうちから，衛生管理に係る責任者を定めること。

|  |
| --- |
| ※　留意事項  設計にあたっては，公衆浴場法施行条例（S25.7.31条例第45号（R2.4.1改正施行））で定める第４条「施設の基準」，第５条「遵守事項」の他，「公衆浴場における衛生等管理要領」（H12.12.15生衛発第1811号厚生省生活衛生局長通知，R2.12.10一部改正）及び「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアル」（H13.9.11健衛発第95号厚生労働省生活衛生課長通知，R1.12.17一部改正〔循環式浴槽の場合に限る。〕）を参照すること。  特に，浴槽水を循環させて使用する場合は，レジオネラ属菌による感染事故の発生を防止するため，「公衆浴場における衛生等管理要領」，「公衆浴場における水質基準等に関する指針」及び「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアル」に定める衛生管理・水質確保が十分行えるよう所要の設備を設けること。 |